

## 千葉市史編集委員設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市史（以下「市史」という。）の編さんのため、本市に千葉市史編集委員（以下「委員」という。）を置く。

### (委員)

第2条 委員は、市史の編さんに関し学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

2 委員の定数は、25人以内とする。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、市職員としての身分を有さない。

### (職務)

第3条 委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本市の歴史・民俗に関する史料の収集、調査及び分析に関すること。

(2) 市史等の刊行物の編集・校正に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市史の編さんに必要なこと。

### (委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

2 千葉市史編集委員会設置要綱（平成15年7月1日施行）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。